



福岡医発第1615号(保)

平成14年12月 6日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関 原



労災診療費算定基準の一部改正について

労災診療費算定基準に用いる労災診療単価は、昭和51年1月13日付け基発第72号通達(最終改正平成14年4月10日)別紙1に示される非課税医療機関については11円50銭とし、その他の医療機関に係るものについては12円とすることとされているところですが、非課税医療機関のうち「国税局等に照会の結果非課税医療機関と認められている公益法人等が開設する医療機関」については、事業年度の実績をもって翌年度の確定申告時に非課税医療機関に該当するか否かが判断されることから、労災診療費の請求または支払時においては、非課税であるか否かの判断ができないものであります。

従来、診療費支払時に国税局等に照会を行い、非課税であるか否かの確認をすることとしておりましたが、国税局等への照会を行っても確認できない実態にあることから、診療月の属する会計年度の前々年度(事業年度が会計年度と異なるときは診療月の属する会計年度当初において既に確定申告を行った直近の事業年度)の医療保健業が非課税医療機関に該当するとされた場合に、当該年度の診療にかかる労災診療費を労災診療単価11円50銭とすることとしたものであります。

なお、診療月の属する会計年度の前々年度の確定申告状況の把握につきましては、本県においては、会計検査院が入った際に確認済みでありますので、調査確認は行われません。ただし、今後、確認が必要である医療機関が出てきた場合には、本会に相談の上、調査確認することになっております。

確認方法等につきましては、厚生労働省労働基準局長及び労働基準局労災補償部補償課長通知をご参照願います。

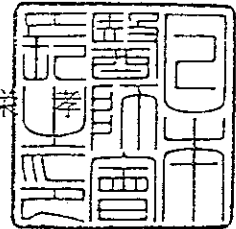
また、国(厚生労働省、文部科学省等)、地方公共団体(都道府県、市町村)等の法人が開設する医療機関(設立形態を確認することにより非課税医療機関であることが判断できるもの)につきましても、実態に沿った表記に一部改正しておりますことを併せてご連絡申し上げます。

つきましては、本改正の内容につきまして、関係会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

坪 井 栄



労災診療費算定基準の一部改正について

労災診療費算定基準に用いる労災診療単価は、昭和 51 年 1 月 13 日付け基発第 72 号通達（最終改正平成 14 年 4 月 10 日）別紙 1 に示される非課税医療機関については 11 円 50 銭とし、その他の医療機関に係るものについては 12 円とすることとされているところですが、非課税医療機関のうち「国税局等に照会の結果非課税医療機関と認められている公益法人等が開設する医療機関」については、事業年度の実績をもって翌年度の確定申告時に非課税医療機関に該当するか否かが判断されることから、労災診療費の請求または支払時においては、非課税であるか否かの判断ができないものであります。

従来、診療費支払時に国税局等に照会を行い、非課税であるか否かの確認をすることとしておりましたが、国税局等への照会を行っても確認できない実態にあることから、診療月の属する会計年度の前々年度（事業年度が会計年度と異なるときは診療月の属する会計年度当初において既に確定申告を行った直近の事業年度）の医療保健業が非課税医療機関に該当するとされた場合に、当該年度の診療にかかる労災診療費を労災診療単価 11 円 50 銭とすることとしたものであります。

なお、診療月の属する会計年度の前々年度の確定申告状況の把握については、各都道府県労働局より（助）労災保険情報センター地方事務所を通じ、対象医療機関に対し調査確認することとしております。

確認方法等の詳細につきましては、厚生労働省労働基準局長及び労働基準局労災補償部補償課長通知をご参照いただきますようお願いいたします。

また、国（厚生労働省、文部科学省等）、地方公共団体（都道府県、市町村）等の法人が開設する医療機関（設立形態を確認することにより非課税医療機関であることが判断できるもの）につきましても、実態に沿った表記に一部改正してありますことを併せてご連絡申し上げます。

つきましては、本改正の内容につきまして関係会員への周知方ご高配賜わりたくよろしくお願い申し上げます。



《添付資料》

労災診療費算定基準の一部改正について

(平 14.11.19 基発第 1119004 号 厚生労働省労働基準局長)

労災診療費算定基準の一部改正の運用に当たっての事務処理について

(平 14.11.19 基労補発第 1119001 号 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長)

基発第1119004号

平成14年11月19日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労災診療費算定基準の一部改正について

労働者災害補償保険法の規定による療養の給付に要する診療費の算定に用いる労災診療単価は、昭和51年1月13日付け基発第72号通達（最終改正平成14年4月10日、以下「72号通達」という。）記の2に基づき、72号通達別紙1の非課税医療機関については11円50銭とし、その他の医療機関に係るものについては12円とすることとされているところであるが、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された一部の法人等が行う医療保健業にあつては、法人税法（昭和40年法律第34号）第7条及び地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の5の規定に基づき非課税に該当するか否かは当該法人の事業年度終了後に判明するもので、医療機関の労災診療費請求時においては判明し得ない場合があることから、これら医療機関に対する労災診療費の支払に支障が生じているところである。また、法人税法施行令の一部改正に伴い72号通達別紙1に掲げる法人等が変更されたこと等から、72号通達別紙1を下記のとおり改めることとしたので了知の上、関係職員及び医療機関等に対する周知に努めるとともに、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

なお、下記2の改正は、平成15年4月1日以降の診療に係るものから適用する。

記

1 72号通達別紙1の1関係

- (1) 「社会福祉法人（恩賜財団済生会、北海道社会事業協会）」を「社会福祉法人」に改める。
- (2) 「私立学校教職員共済組合」を「日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

- (3) 「全国社会保険協会連合会」を「(社)全国社会保険協会連合会、(財)都道府県社会保険協会」に改める。
- (4) 「結核予防会」、「公益法人の運営するハンセン病療養所(神山復生病院)」及び「学術の研究を行う公益法人に付随するもの」を加える。

2 7 2 号通達別紙1の2関係

「上記1以外の公共法人、公益法人等が開設する医療機関で国税局等に照会の結果非課税医療機関と認められている医療機関」を「上記1以外の法人税法(昭和40年法律第34号)別表第2の公益法人等が開設する医療機関のうち、診療月の属する会計年度の前々年度(事業年度が会計年度と異なるときは診療月の属する会計年度当初において既に確定申告を行った直近の事業年度)の医療保健業について、当該法人等が非課税医療機関に該当するとして確定申告を行った医療機関及び同法別表第1の公共法人が開設する医療機関」に改める。